あなたの経験を地域のために活かしませんか

募集

『民生委員・児童委員』

和4年12月1日~ ~地域をつなぐ、身近な相談相手~

3年

【主な活動内容】



一人暮らしや高齢者・子育て世帯など、福祉 の援助が必要な人を見守り支援します。



悩み事や心配事を抱える人に寄り添い、親身 になって相談にのります。



相談内容により必要な支援を受けられるよう 関係機関へつなぐ「パイプ役」となります。

▲児童の見守り活動「あいさつ運動」 (阿仁地区)

デザインが変更となりました。

お持ちのカードは、引き続き

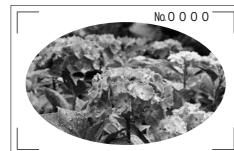
間 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

- 無料 - <生理用品>

使用できます。

北秋田市コロナ禍における女性の負担軽減対策事業

北秋田市あじさいカード



ご利用ください!

●女性職員にお声がけください

対 象

北秋田市にお住まいの女性・女子児童生徒で、経済的な理由や家庭の事情で準備が困難な方

支援

生理用ナプキン 月1回1セット (昼用28枚・夜用9枚) /1人当たり

【カードをお持ちでない方】

配布窓口で備え付けの「申込書」にご記入後、カードと生理用品をお渡しします(代理可) 【カードをお持ちの方】(2回目以降)

配布窓口にてカードを提示で、生理用品をお渡しします(代理可)

窓口

北秋田市役所福祉課(本庁舎1階⑧⑨窓口)、合川・森吉・阿仁総合窓口センター、保健センター

間 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

で存じですか? 障害者差別解消のための 法律があることを

~障がいのある人もない人も、共に生きる社会の実現のために~

「障害者差別解消法」を知っていますか?

障がいのある人もない人も、互いに、その人らし さを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会) をつくることを目的とした法律です。

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」や「環境の整備」を行うこととしています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村 などの行政機関等が、障がいのある人に対して、正 当な理由なく、障がいを理由として差別することを 禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは?

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、 障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)

を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。



「環境の整備」とは?

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、 個別の場面において、個々の障がい者に対する合理 的配慮が的確に行えるよう、

事前の改善措置として施設の バリアフリー化などに努める ことを求めています。

これを「環境の整備」といいます。



より詳しく知っていただくために

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

・・・・・ 合理的配慮を知っていますか・・・・・

https://shougaisya-sabetukaishou.go.jp/

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト





このサイトは、企業や店舗などの事業者等が障がいのある人に対して行うこととされる「不当な 差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法により定められている事項 について解説しています。

- ●障がい種別ごとの「合理的配慮の提供」や「環境の整備」についての事例
- ●障がい種別ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例動画 などを紹介

間 内閣府 政策統括官(政策調整担当)付 障害者施策担当 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 電話番号 03-5253-2111(代表)

1 広報きたあきた 2022.6 広報きたあきた 2022.6